

令和7年10月30日

第53回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部防災危機管理課

「開会」（14:00）

○横山安全対策推進担当課長 定刻になりましたので、第53回「文の京」安全・安心まちづくり協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めております、安全対策推進担当課長の横山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

この協議会は、文京区安全・安心まちづくり条例に基づきまして、文京区における犯罪、事故など防止し、安全で安心なまちづくりを推進するために設置されたものでございます。

本日は通算で第53回目となりますが、委員の任期満了に伴い、新委員の皆様にお集まりをいただく、最初の協議会となります。

それではまず初めに、席上配布物についてご確認をお願いいたします。5点ございます。

1点目は、「文の京」安心・安全まちづくり協議会委員名簿でございます。

2点目は、座席表でございます。

3点目は、「文の京安心・安全まちづくり」のパンフレットでございます。

4点目は、「資料6-3 富坂警察署 所見」でございます。

5点目は、河合委員からご提出いただいた資料で、後ほど河合委員よりご説明があるものでございます。

なお本日は、石神委員、石川委員、山田美禮委員、山田征子委員、大橋委員の5名が、所用にて欠席でございます。

上野委員については、これからお越しになると思います。

それでは次第に従いまして、進めさせていただきます。

次第1、会長の選出・会長職務代理者の指定についてでございます。

まず初めに会長の選任がございますが、机に配布させていただきました、「文の京」安全・安心まちづくり協議会委員名簿と、あらかじめお送りをしました参考資料1、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則をご覧ください。

「参考資料1」の6ページに、第13条2項がございまして、「会長は学識経験者の中から、委員の互選によりこれを定める」となっておりますので、河合委員、三森委員のお二人の中から選任することとなります。

会長の選任につきましては、事務局から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山安全対策推進担当課長 ありがとうございます。

それでは前回の協議会でも会長を務めていただきました、河合委員に会長をお願いしたいと存じます。

河合会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○河合会長 会長を務めさせていただきます、河合でございます。

警察OBでありまして、國士館大学政経学部の客員教授として、警察官を受験するような学生が多い、警察行政という授業を1週間に一度教えております。

それで今日は、最初ということもありますので、このところの犯罪情勢が全国的にどうなっているのかということをお話しさせていただきます。

まずはカラー刷りの資料（「河合委員提出資料」）をご覧ください。

平成が30年で終わったわけですが、平成期における犯罪情勢の急激な変化というものが、この1枚目でございます。まさに平成に入って、刑法犯の件数というのは急増しておりまして、平成14年（2002年）に戦後最大の285万件というのが、刑法犯の認知件数でございます。

これに対して、いろいろな対策を取るわけですけども、とくに防犯ボランティアの増加というのが大きな効果を示しました。

それからもう一つ、この協議会でも大きな貢献をしていただくことになります防犯カメラ、これが大きく増加したというのが、効果を示しまして、平成14年（2002年）285万件から減少を続けて、平成30年には最大時の3分の1以下の80万件、令和に入っても減少して、コロナ禍の影響もあったと思いますけども、令和3年には約56万8,000件と最小となりました。また、その後、年々増加をしていますが、平成14年の285万件ということを考えると、まだそこまで増えていないということがわかります。

また、この資料には書いておりませんけども、最近の問題というのは、財産犯の被害額が令和6年に約4,000億円であり、前年比約1,500億円増となっておりまして、戦後最悪の平成14年（2002年）に刑法犯の認知件数、被害額が最大でしたが、それを上回るぐらいの状況でした。極めて憂慮すべき状況にありまして、その被害額の大半が、特殊詐欺、SNS型投資、ロマントク詐欺をはじめとする、詐欺によるものになっております。この平成14年は、件数が非常に多く、窃盗によるものがほとんどがありました。しかし、件数こそ、そう多くはないけれども、被害額がそれに相当するぐらい大きいのが、これらの詐欺です。

詐欺に防犯ボランティアの活動や防犯カメラは意味があるかというお考えは、いろいろあるかもしれません、刑法犯の認知件数の多くは、街頭犯罪や侵入犯罪であることは変わっておりませんので、それらを抑えるためには、防犯ボランティアの活動がしっかりとやられていること、あるいは防犯カメラの増大は、今後とも必要であります。

資料の2枚目は治安情勢の少し簡単な説明になっておりまして、今日の協議会は安全・安心の協議会です。安全というのは、物理的な危険のないこと、安心というのは、攻撃を直接受けないかもしれないけど、どこかで受けるかもしれないという主観的な感じ方で、不安全感ということもあります、この安全と安心を両方守るというのが、安全・安心まちづくり協議会の意味であります

ます。

その上で、どのような活動があるかというと、安全・安心のための防犯ボランティア、あるいは防犯カメラ等の環境整備についてであり、各機関が連携することが、とても重要です。

ただし、お互いに何をやっているかよく分からぬ、ということでは困りますので、せっかく各機関からお集りいただいているので、ぜひ様々な意見を出し合って、そして知り合って、連携をするというのが大事だと思っております。

のために、この安全・安心まちづくり協議会で、ぜひ、ご参加をいただいて、ご意見を発表いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○横山安全対策推進担当課長 ありがとうございました。

次に会長の職務代理者の選任に移ります。

同じく施行規則第13条第4項で、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する」となっております。

職務代理者の選任につきましては、会長からご指名をお願いします。

○河合会長 それでは、三森委員を指名させていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○横山安全対策推進担当課長 会長から、三森委員を職務代理者にということで、ご指名がございました。

三森委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○三森委員 ただいま会長職務代理者に指名されました、委員の三森と言います。

私は弁護士をやっておりまして、また保護司でもあります。また10年ぐらい前になりますが、小学校のPTA会長を2年ほどさせていただきました。

私は文京区におりますので、まさにこの安全・安心なまちづくりというものは、自分もこの委員の職責にのみならず、区民としても非常に关心がありますし、最大限実現したい思いを持っておりますので、ぜひ皆さんの意見を拝聴しながら、お互いに安全・安心なまちづくりをしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○横山安全対策推進担当課長 ありがとうございました。

それでは、これからのお進行は河合会長にお願いしたいと存じます。

河合会長、お願ひします。

○河合会長 それでは、議事に入ります。

本日の議事は、あらかじめ私が提出した資料、それ以外には事務局から資料をお送りしておりますので、これに沿って進めてまいりたいと思います。

それではまず報告事項につきまして、事務局に説明を求めます。

また、本日の協議会については、1時間30分から2時間程度で進めていければと考えております。遅くとも午後4時を目指したいと思いますので、皆様のご協力をお願いします。

○横山安全対策推進担当課長 それでは報告事項に入る前に、委員の皆様に事前にお送りした資料の確認をさせていただきたいと思います。

まずは、次第でございます。

次に資料第1号から第7号までの資料、参考資料1「文京区安全・安心まちづくり条例及び同施行規則」、参考資料2「前期協議会開催状況」でございます。

次に委員の皆様が発言される場合は、あらかじめ挙手をいただき、マイクの下のボタンを押していただくと、赤いランプが点灯しますので、点灯後、ご発言をお願いいたします。発言後は、もう一度ボタンを押すとランプが消えますので、ご協力をお願いいたします。

ご発言につきましては、記録を行い、会議録としてまとめさせていただいておりますので、ご承知おきください。

それから会場内では、スマートフォンや携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

次に事務局から、傍聴の方に申し上げます。静粛に傍聴していただくとともに、拍手その他はご遠慮ください。また、スマートフォンや携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

それでは1点目の報告をさせていただきます。

次第2（1）アでございます。

資料第1号『「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議運営等について』をご説明いたします。資料第1号をご覧ください。

「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会議運営等につきまして、申合せ事項でございます。1番目は取材についてでございます。2番目は傍聴についてでございます。会議は公開を原則としております。その他傍聴につきましては、（1）から（8）までのとおりに定めてございます。

3番目は、会議録等の公開についてでございます。会議録は、協議会委員の皆様に内容の了承を得た上で、公開といたします。

4番目は、その他運営事項についてでございます。その他必要な事項は、この協議会において、定めることといたします。

資料第1号につきましては、以上でございます。

○河合会長 事務局から説明がありましたように、当協議会の会議運営等につきましては、ただいま説明のあった内容で、今後進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ご異議がございませんようでしたら、会議運営等については、報告のとおり決定させていただきます。

事務局は会議運営等について、申合せ事項に沿って、進めていただきたいと思います。

それでは引き続き、事務局から説明を求めます。

○横山安全対策推進担当課長 では、2点目の報告をさせていただきます。

次第2（1）のイでございます。

『「文の京」安全・安心まちづくり協議会について』をご説明いたします。お手元の資料第2号をご覧ください。

1番目は、設置の趣旨でございます。この協議会は安全・安心まちづくりにかかる施策の実施に関しまして、広く地域活動団体や区民、専門家、関係行政機関にご意見を伺いまして、施策を反映していくほか、公平性及び中立性を担保する観点から、設置したものでございます。

2番目は、安全・安心まちづくりの定義でございます。この協議会では、犯罪・災害及び事故の防止、心地よい地球環境の整備を推進する活動を、「安全・安心まちづくり」といたします。

また環境の美化及び浄化、バリアフリー、障害者等への配慮など、生活環境を快適なものにしていく活動も含むものといたします。

3番目は、審議事項でございます。皆様にご審議いただく事項といたしまして、（1）安全・安心まちづくりにかかる施策の実施に関すること、（2）推進地区の指定に関すること、（3）その他安全・安心まちづくりに関すること、以上3点が、安全・安心まちづくり条例により定められております。

具体的にこの協議会でご議論いただく内容といたしましては、4番目の協議会の役割にございますように、（1）安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区を指定する場合と、（2）推進地区において、施策の実施を著しく害したと認めたものに対して、指導・監督を行う場合は、皆様からご意見を頂戴いたします。

また、（3）安全・安心まちづくりとして区が行っている施策につきまして、皆様からご意見を頂戴いたしますとともに、（4）区長に対しまして、安全・安心まちづくりの施策の提言を行うこと、以上4点でございます。

最後の項番5番目は、この協議会の組織についてでございます。

（1）構成員につきましては、学識経験者の方や関係行政機関の職員の方、地域活動団体の代表者の方、公募で参加されている区民の方、区職員、これらの方々によりまして、今期は35名となっております。

（2）委員の任期につきましては、令和7年7月19日から令和9年7月18日までの2年間ということでお願いしてございます。

（3）会長につきましては、先ほど河合会長と決められましたとおり、学識経験者の中から、

皆様の互選という形で定めさせていただき、（4）協議会の招集は会長が行うものと定めさせていただいております。

資料第2号につきましては、以上でございます。

○河合会長 事務局から説明がありましたけれども、これにつきまして、質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

質問がないようでしたら、引き続き、事務局から説明を求めたいと思います。

○横山安全対策推進担当課長 では、3点目の報告をさせていただきます。

次第2（1）のウでございます。

『区の安全・安心まちづくり事業の概要について』をご説明いたします。お手元の資料第3号をご覧ください。

1番目は、「文京区安全・安心まちづくり条例」でございます。この協議会は、平成17年4月1日に施行した安全・安心まちづくり条例に基づいて行っているところです。

この条例の主な特徴は（3）のとおりですが、特にウのとおり、地域活動団体の申請に基づいて、特定の施策を推進する地区を指定することができると定められております。

項目の2番目は、「安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区」、いわゆる推進地区の指定でございます。（1）推進地区の種類につきましては、全部で4種類ございます。

アといたしまして、通学路の安全対策を推進する地区、イといたしまして、自転車の安全運転を推進する地区、ウといたしまして、防犯対策を推進する地区、その他エとしまして、区長が特に必要であると認めた地区の4種類でございます。

この推進地区の指定の申請に際しましては、（2）でございますが、イ（ア）（イ）、ここに書かれている2点のいずれにも該当しなければなりません。

（ア）としましては、申請しようとするものが、申請のかかる地区において、自主的かつ積極的に、安全・安心まちづくりを行っているということで、活動実績があるということが大前提になっております。

次に（イ）といたしまして、申請にかかる地区の区民、他の地域活動団体、事業者等の賛同を得ているということで、地域の方の合意形成がなされた上で申請をいただくということになってございます。

地域活動団体から推進地区の指定の申請がございましたら、1ページから2ページにかけて記載の（3）でございますが、この協議会にお諮りし、皆様からご意見を頂戴するとともに、パブリックコメント、区民意見を1か月募集いたします。

その後（4）ですが、それらを総合的に考慮して、推進地区を指定するという流れになっております。

なお昨年度末時点の指定状況につきましては、資料の中に「文の京安心・安全まちづくり」の水色のリーフレットに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に項目の3番目は、「安全・安心まちづくり事業補助」でございます。

推進地区の指定を受けた場合は、活動支援といたしまして、都・区から補助がございます。

(1) アとしては、防犯カメラ等の防犯設備費用の補助、イとして、防犯カメラの維持管理費用の補助、ウとして、防犯カメラの電気料金及び電柱使用料金の補助、エとして、安全・安心まちづくり活動に必要な装備品等の購入費用の補助がございます。

また、推進地区以外の団体が行う(2)自主防犯活動の支援といたしまして、ア安全・安心まちづくりに必要な装備品等の購入費用補助と、イ青色防犯パトロールカーの燃料費補助がございます。

4番目は、「「文の京」安心・防災メールの配信」でございます。

防犯等の安心情報や災害情報等につきまして、あらかじめご登録をいただいた方にメールを配信させていただいております。

5番目は、「青色防犯パトロールカーの運行」でございます。

現在区のボランティア団体が2団体ございますが、その2団体と防災危機管理課の府有車2台で、青色防犯パトロールを実施しているところでございます。

3ページに行きまして、6番目は、「パトロール用の資機材、ぶんちゃんパトロールベスト等の貸出し」、7番目は「地域安全活動等の開催」、こちらはお子様や高齢者を犯罪等から守る教室やキャンペーンを実施しております。

8番目に、高齢者等に対する特殊詐欺等の未然防止対策として、自動通話録音機を無償で貸出しております、「自動通話録音機対応事業」について、記載してございます。

9番目は、繁華街における安全対策を進めるための、客引き行為等の防止対策としての、「文京区客引き行為等の防止に関する条例」について、記載してございます。

10番目は、「文京区防犯機器等購入補助事業」について、記載してございます。区民の体感治安が悪化していることから、令和7年度、令和8年度の2か年で、各家庭における防犯機器等の導入にかかる費用の補助を行っております。

資料第3号につきましては、以上でございます。

○河合会長 事務局から、説明がありましたら、質問はございますでしょうか。

何でも結構ですが。よろしいでしょうか。

質疑がないようでございますので、それでは引き続き、事務局から説明を求めると思います。

○横山安全対策推進担当課長 では、4点目の報告をさせていただきます。

次第2(1)エでございます。

『区内犯罪発生件数について』をご説明いたします。お手元の資料第4号「23区刑法犯区内発

生件数推移」をご覧ください。

この協議会では、区内の警察署や消防署からも、委員として委嘱されておりますので、まず区内の犯罪発生件数について、警察を代表して、富坂警察署の生活安全課長、北澤委員よりご報告をお願いいたします。

○北澤委員 先ほどご紹介いただいた、富沢警察署の北澤といいます。よろしくお願ひいたします。

初めに、刑法犯認知件数について、説明させていただきます。

警視庁管内の刑法犯認知件数は、令和7年9月末現在で7万3,238件、前年同期比プラス3,695件と、増加傾向にあります。

一方、文京区内の刑法犯認知件数は、令和7年9月末現在958件、前年同期比プラス9件となっております。警視庁管内と同様に、文京区内でも増加傾向にあります。

また令和6年の警視庁管内の刑法犯認知件数は9万4,752件、令和5年からプラス5,654件増加、令和6年の文京区内の刑法犯認知件数は1,194件と、令和5年からプラス90件増加しており、昨年に続き、本年も増加傾向にあります。

令和7年9月末現在の文京区の特徴として、プラス109件の内訳について、説明させていただきます。殺人・放火・不同意わいせつ等の凶悪犯が9件と、マイナス3件になっています。暴行・恐喝・傷害等の粗暴犯は107件とプラス18件、侵入・窃盗が21件とプラス3件になって、非侵入窃盗は448件とプラス13件となっており、その他が373件と、プラス78件となっております。

文京区の刑法犯認知件数では、プラス78件と一番増加しているその他についてですが、罪質として、詐欺・占有離脱物横領罪・他の知能犯・賭博・他の刑法犯となっており、詐欺が209件とプラス54件となっております。次に増加している非侵入窃盗の罪種は、自動車盜、オートバイ盜、自転車盜、万引き盜で、万引きが71件とプラス16件となっております。

詐欺については、特殊詐欺の増加とインターネットを利用した手口は過去にもありました。最近はネットバンキングや電子マネーの普及に伴い、誰もが簡単に、チケットが余っているから売りますとか、商品を売りますとか言って、現金を振り込ませて、だまし取る方法が増えてきております。

万引きについても、食料品や生活必需品を、単独で盗むことが多くなっております。

次に、現在、警視庁で最重要課題となっている、特殊詐欺について説明させていただきます。暫定数ではありますが、警視庁管内の特殊詐欺の被害は、令和7年9月末現在3,215件で、被害額は約213億9,000万円、前年同期比プラス844件、被害額も約131億円と非常に増加しており、特に被害額につきましては、プラス158件の増加となっております。

手口は、被害の約66.7%が警察官等をかたるオレオレ詐欺で、2,146件と最も多く、次いで還付金詐欺、架空請求詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード等との順番になります。

文京区は、特殊詐欺の被害については、令和7年9月末現在66件、被害額が約5億4,790万、昨年同期比プラス21件、約4億4,850万円の増加となっております。

令和7年上半期における特殊詐欺の状況から見ると、犯人から電話がかかってくるアポ電の番号種別は、約80%が国際電話番号から入電していることから、その対策として、国際電話番号の遮断、国際電話の不取扱いの受付センターへの申込みの推進、国際電話番号の遮断に対して、対応したスマートアプリの開発を行っております。

また警察官がたりのオレオレ詐欺の被害者の年齢別は、60歳以下の被害者が約9割を占めておることからこの対策として、現役世代の周知、幅広い世代に向けた効果的な広報啓発の推進として、キャンペーン等での手口の紹介や企業に対して個別に働きかけを行って、特殊詐欺の手口を紹介したショート動画を見せるなどして、対策を行っております。

特殊詐欺の根絶に向けて、警視庁は全署一体となって取組を推進しておりますので、皆様方も被害に遭わないよう、ぜひ気をつけていただきますよう、お願ひいたします。

以上になります。

○河合会長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、質問はござりますでしょうか。

○宮田委員 よろしいですか。

○河合会長 宮田委員、お願いします。

○宮田委員 今回初めて公募委員になりました宮田と申します。よろしくお願いします。

この資料を見ていただいて、びっくりしていて、文京区は、23区刑法犯区内発生件数はずっと最下位なんですね。文京区の特徴は、選挙の投票率は東京都1位、犯罪率は最下位という面白いエリアだとつくづく70年住んで思っているんですけども、皆さんのご尽力が多大というのは分かるんですけど、なんで文京区が長年、犯罪率、件数が少ないのでしょうか。専門家の方から見て、教えていただければと思います。

○北澤委員 こちらは、私の肌感覚ですけども、やはり住民層がいい方が多いというのが一番だと思います。そのほかに、繁華街が少ないというのがあったり、JRの駅がないというのもあります。富坂管内も、パチンコ店がなく、JRAがあるんですが、そういったところも110番とか取扱いがほとんどないです。やはり住民層がいいというのも一番かと、私自身で感じております。

以上です。

○河合会長 そのほか、いかがでございましょうか。

以前ですと特殊詐欺の問題というのは、高齢者が被害に遭ってしまうという議論になったのですが、今は現役世代がSNS、スマホを使って被害に遭ってしまうことが多く、そのために、金額的にも以前に比べてはるかに多くなり、財産犯の被害額は平成14年（2002年）に刑法犯の認知

件数が一番多かったときと同じぐらいに肩を並べてしましましたので、注意をしていくというのが必要になります。ただ、注意をするといつても、防犯ボランティアの方々の見回りの活動は意味がないのかというとそのようなことは決してありません。しっかり見回りをしていただいて、あるいは防犯カメラがしっかりと増えていると、街頭犯罪や侵入犯罪などが発生してしまうので、そういう意味で皆さん方の活動がとても大事になってまいります。

そのほか、質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○三森委員 私から聞いていいですか。

○河合会長 三森委員、お願ひします。

○三森委員 私のスマートフォンに、今月10月14日に末尾の4桁がゼロ110番で、後で調べたら外国からの着信番号だったんですけど、ついゼロ110番だったので出てしまいました。この携帯、三森さんのものですから聞かれて、はいって答えてしまって、そこで電話が切れました。これはどういう意味なんでしょうか。

○北澤委員 そのゼロ110番の着信ができる原因について、警視庁でも調べているんですけども、恐らく外国のアプリを使っているが、まだ詳細は分からぬという状況です。外国からのスマートフォンに入ってくる対策として、警視庁のほうで、デジポリスというのを配布しているのですが、そのアプリが12月末頃には、海外からの着信をカットする機能を備える予定であります。まだ開発段階ですが、それを入れていただき、そういった、海外からスマートフォンにかかるものを遮断できるという対策を、今、積極的に行っていける状況になっております。

○河合会長 そのほか、いかがでございましょうか。

ちょっと心配だということなどがありましたら、お話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、これ以上ないということのようですので、それでは引き続き、事務局から説明を求めます。

○横山安全対策推進担当課長 では、5点目の報告をさせていただきます。

次第2（1）の才でございます。

『区内の災害状況について』、ご説明をいたします。お手元の資料第5号「区内災害状況」をご覧ください。

区内の火災・事故の発生状況について、小石川消防署副所長、根本委員からご報告をお願いいたします。

○根本委員 小石川消防署副所長の根本と申します。日頃から防火防災につきましては、地域の皆様にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは資料の第5号をご覧ください。

資料第5号は、令和6年中の文京区内における災害状況でございます。なお文京区内には、小石川消防署と本郷消防署の2つの消防署がございますので、資料に記載している災害件数の内訳は、両消防署の件数をお示ししております。

初めに、資料左側の上、表1の災害件数でございます。表の上段から、文京区内の火災件数は93件で、前年比プラス14件でございます。焼損床面積は555m²で、前年比プラス376m²、火災による死者は2人で、前年比プラス2人となっております。

資料にはございませんが、東京消防署管内全体の火災状況につきましてお伝えいたしますと、令和6年中の火災件数は4,518件で、前年比プラス188件となっております。令和4年までは4,000件前後で推移しておりましたが、令和5年から火災件数が4,000件を超えた状況が続いております。

23区内における火災件数では、大田区が最も多い258件で、文京区は93件で、昨年と同じ19番目となっております。

また、令和6年の東京消防庁管内の火災による死者は94人で、年齢別では65歳以上の高齢者が63人で、約7割を占めている状況でございました。

次に、救急件数のご説明をいたします。表1の救急についてでございますが、文京区内で発生した救急事案は1万4,866件で、前年比179件の増加となっております。

消防署別の救急出場件数は、小石川消防署と本郷消防署にはそれぞれ2隊の救急隊がございますが、小石川消防署の救急出場が6,788件、本郷消防署の救急出場は7,428件で、前年に比べ、両消防署で計194件出場が増加しております。

関連いたしまして、右側の表3救急活動の状況をご覧ください。令和6年1月から12月までの小石川消防署と本郷消防署の救急出場件数の月別合計となっております。一番多く出場しているのは7月の1,406件で、皆様ご承知のとおり、昨今の気象状況により、熱中症に伴う救急要請が増加しており、夏場の救急出場が多い状況が続いております。またインフルエンザなど、流行する寒い時期の12月、1月が次に多くなっております。

なお、東京消防庁全体の令和6年中の救急出場件数は93万5,373件で、前年より約1万7,000件増えており、過去最多の救急出場件数を更新しております。

令和6年12月末の東京消防庁全体の救急回数は275隊で、約35秒に1回の割合で救急隊が出場しているという計算になります。搬送人員も79万8,035人で、前年より2万3,665人増加している状況でございます。

関連いたしまして、救急車を呼ぶかどうか、などを相談できる東京消防庁救急相談センター#7119の受付も年々増加をしている状況でございます。令和3年には36万2,392件であったところ、令和6年中は48万5,432件と、約12万件の増加となってきております。これは専用の受付電話番号#7119が皆様の中に浸透してきているものと考えております。

それでは表1に戻りまして、その他の災害について、ご説明をいたします。

救助活動は、交通事故で足を挟まれていたり、玄関ドアが施錠された室内に急病人が倒れていますなど、消防隊や救助隊による救助が至急的に必要なものとなっております。令和6年の文京区内では389件で、前年比プラス7件となっています。

その下の危険排除は、ガソリンなどの危険物が流出したり、漏水などにより漏電の危険がある、看板などの落下の危険性があるなどの危険を排除する消防活動で、文京区内では85件で、マイナス9件となっています。

その下の緊急確認は、煙や火災は確認できないが火災の非常ベルが鳴っているというような通報で、消防隊が出場するものです。消防隊が現場で確認し、火災に至っている場合もございますが、主には機械の故障や湿気により誤発報していることが多く、また誤って発信器を押してしまったなど、火災を知らせる非常ベルが鳴った原因を消防隊が確認しているものです。文京区内では248件で、前年比プラス21件となっております。

最後にPA連携は、救急事案において、救急隊の到着に時間要する場合などに、直近の管轄署のポンプ隊が出場する場合や重傷者や傷病者の搬出に支援が必要な場合に、ポンプ隊と救急隊が連携して、救急・救護活動を行うもので、頭文字のポンプ隊のP、救急隊のアンビュランスのAのPA連携となっています。文京区内では2,438件で、前年比マイナス21件でございました。

次にその下の表の2、令和6年中の主な出火原因についてでございますが、文京区内における出火原因の上位三つをこちらに挙げてございます。小石川消防署管内も、本郷消防署管内も、一番多いのは電気火災で、コンセント関係のほか、ストーブを含む電気関係で最近多いものはモバイルバッテリーから出火して火災に至るというものでございます。2番目に多い原因は、放火または放火の疑いで、3番目に多い原因はガステーブルなどとなっております。

東京消防署管内全体では、令和6年中における主な出火原因の第1位は放火または放火の疑い、第2位がたばこ、第3位がガステーブル等となっており、第1位の原因は文京区と異なっているところでございます。

それでは表の参考をご覧ください。

資料の右下の表、参考の令和7年中の火災件数でございます。

こちらの表は9月30日現在で提出をさせていただいておりますが、昨日現在、文京区の火災は97件で、前年比プラス24件となっております。焼損床面積は46m²と減少しており、大きな火災には至っておりません。

文京区は、災害も救急事案も23区の中では少ない状況でございます。特に令和6年中の文京区内の救急事案については、23区の中で最も少なくなっております。これは町会の皆様、防災訓練や応急救護などの備えや個人での出火防止など、住民の方々の防火防災意識が高いものであるのではないかと感じております。

また昨日は、小石川消防署管内で通行人の方が倒れた際に、近くを歩いていた通行人の方と大塚警察署の交番の警察官の方が連携して、心臓マッサージや交番のAEDを活用して、救命措置を行い、救急隊が到着する前には、傷病者の方の意識や脈が回復した事案もございました。警察官の方は、小石川消防署の老松出張所指導で救命講習を受講していた方でございました。また本日と明日には、小石川消防署が出向いて、区役所の職員の皆様に救命講習を実施している状態でございます。

また文京区では、区立小中学校の校門などに、24時間利用可能なAEDを増設し、学校の敷地外でも緊急時に傷病者に対する救命措置ができるよう、取り組んでいると聞いております。

また東京消防庁では、来月11月9日からは、秋の火災予防運動が始まります。地域住民の方々に火災予防について広く周知をするとともに、12月から3月までは空気の乾燥により火災多発期となり、暖房器具等の使用も多くなるため、引き続き防火防災を呼びかけ、今後も安全・安心のまちづくりに消防署も努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

報告は以上となります。

○河合会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの根本委員の報告につきまして、質問はございますでしょうか。

お願いします。

○堀江委員 公募委員の堀江と申します。初めまして、よろしくお願ひいたします。

電気火災がすごく増えているということで、具体的にはモバイルバッテリーやストーブといったお話がありましたけれども、昨今の新聞やニュースなどで、モバイルバッテリーの火災をする機会が結構あります。充電するだけで火災が発生したり、消防署や町会などいろいろなところで、ご指導等されているかと思いますけれども、実際のところ、文京区内でも多いのか、詳しく教えていただけたらと思います。

○根本委員 はい、ご質問ありがとうございます。

皆様も近年のモバイルバッテリーからの火災というのは、よくニュースなどで耳にしていることだと思います。令和7年に入ったときの火災でも、小石川消防署管内でモバイルバッテリーに起因する火災も発生している状況です。

モバイルバッテリーの出火原因といたしましては、中に入っているリチウムイオン電池にトラブルがあると発熱し出火したりするものです。

事故の元になる原因是大きく2つあり、1つはバッテリーの劣化で起きる、中の電解質の劣化でバッテリーが中から膨張し、これに、落としたり、おしりのポケットなどにいれたまま座ったりして衝撃が加わると出火したりすることつながるものです。

もう1つは、モバイルバッテリーそのものの品質の低さが考えられます。モバイルバッテリーは精密機器ですので、安価なものは品質の低い部品が使われている可能性があり、どんな原因で

トラブルになるかわかりません。

それでは、どのように注意すればいいのかということですが、モバイルバッテリーを購入する際には、PSEマークがついている製品を選ぶことをおすすめいたします。PSEマークがついているものは、電気用品安全法により安全性基準を満たしている電化製品であることを表示しています。

また、バッテリーが熱を持つと劣化の原因になります。モバイルバッテリーを使用したり置いたりする場合には、夏場の窓際や、直射日光が当たる場所や、車のダッシュボードなど高温になる場所に長時間置かないようにしてください。

衝撃だけで出火するものではありませんが、モバイルバッテリーは精密機器ですので、落としたりおしりのポケットにいれたまま座って圧力がかかるなど、強い衝撃を与えないようにしてください。

以上でございます。

○堀江委員 ありがとうございます。

○河合会長 そのほか、いかがでございましょうか。

はい、お願ひいたします。

○武智委員 健全育成会の武智といいます。

地域での防火活動ということで、火の用心の町会とかでやっていると思うんですけど、昔ですと、「マッチ1本火事の元」と言いましたけど、今はマッチと言っても分からなくて、何かそれに変わるいい文言があるのでしょうか。また、警察ですと、いわゆる交通少年団であったり、あとは補導の関係で大学生ボランティアであったりという、そういった方たちが参加していると思いますが、消防関係で言えば、そういった子供たちを引き込むというか、参加してもらうような取組というのは、されているのか教えてください。

○根本委員 2点ご質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目の「マッチ1本 火事の元」に代わるものですが、お調べしますのでお待ちください。

2つ目の交通少年団のような子供への教育につきましては、東京消防庁管内に81の消防署があるのですが、丸の内消防署以外の80署には、消防少年団という組織がありまして、月に1回から2回集まって、子供たちに、ロープワークだったり消火器の消火方法、これからの中長期は予防運動で火災予防チラシを配って広報活動など、さまざまな防火防災教育を行っております。

以上でございます。

○河合会長 ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

それでは質疑がないようでございますので、それでは次第の「審議事項」に移りたいと思います。

事務局より、説明をお願いします。

○横山安全対策推進担当課長 資料第6号になります。新たに申請があった一つの推進地区の指定について、ご審議いただくものでございます。

資料第6—1号の項目2番になります。「戸崎町町会地区」について、防犯対策を推進する地区的指定申請がございました。団体名及び代表者は戸崎町町会会长、江利川勉さんです。

申請内容は1枚おめくりいただきまして、資料第6—2号の申請書のとおりでございます。地区的範囲は、小石川一丁目25番4～9号、白山二丁目1番～12番、15番～23番、33番～34番でございます。

地区指定の手続は、令和7年9月9日に推進地区指定の申請があり、本日の協議会での審議の後、12月2日火曜日から令和8年1月6日までパブリックコメントの募集を行い、2月中に推進地区指定の決定を予定しております。

説明は以上です。

○河合会長 続きまして、戸崎町町会地区を代表して、戸崎町町会会长の江利川様、推進地区指定の申請に至った経緯や現在の取組状況などの説明をお願いします。

○江利川会長 戸崎町町会の江利川と申します、よろしくお願ひいたします。

申請理由といたしましては、戸崎町町会の地域は白山通りと千川通りに挟まれまして、植物園が眺望できるようなところです。同地区には、千川通りにはマンションが並び、それから白山通りから千川通りに抜ける通りにはお年寄りが多くいらっしゃいまして、また製本所も多くあります。周辺には、保育園、高齢者の在宅がございまして、幅広い年齢の方が多く居住、あるいは往来をしております。このような状態を踏まえまして、安全・安心のできる町にしていきたいと思いまして、この安心・安全まちづくりの地域指定をお願いしたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○河合会長 ご説明ありがとうございました。

それでは続きまして、富坂警察署から管内や当該推進地区の指定申請場所、周辺の状況などについて、説明をお願いします。

○北澤委員 戸崎町町会地区は富坂警察署管内の中央付近に位置しております。同地区は、付近に小石川植物園があり、緑豊かな場所になっております。千川通りにそうしたマンションが建ち並び、白山通りから千川通りの間は製本所が多く、また周辺には保育園施設や高齢者住宅があります。この地区及び周辺では、特殊詐欺の予兆電話、いわゆるアポ電が多数入電しており、その中でも官公庁をかたった還付金詐欺や警察官をかたる電話が多く入電し、被害が発生する可能性が十分に考えられております。

このような状況から、犯罪抑止の効果を高める一方で、被害等の発生時には、早期に犯人検挙につなげられるよう、街頭防犯カメラ設置の可能性が高くなっていると考えております。戸崎町町会地区の推進地区の指定については、富坂警察署からもよろしくお願いしたいと思っておりま

す。

以上になります。

○河合会長 ありがとうございます。

それでは先ほどの、江利川様のご発言、富坂警察署の北澤様のご説明等ありましたけれども、それにつきまして、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

いかがでございましょうか。

古い地区ですので当然指定されていたと思ったら、指定されていなかったという話で、富坂警察署よりも重要な指定が必要だということでありました。ご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。

特に異論がないということでしたら、戸崎町町会地区の推進地区の指定について、協議会で了承することいたしますが、よろしいですか。

それでは異議がないということで、次第の「その他」に移るということにしたいと思います。

資料第7号について、事務局より説明をお願いします。

○横山安全対策推進担当課長 資料第7号は、委員の皆様の中で、本協議会で協議してほしい事項がある場合に、協議会に提案していただく方法をご説明したものです。

前期においては、「防犯カメラの設置状況の総合的な検討」についてや「文京区における熱中症対策」、「歩行者の交通ルール」人は右、車は左について、「自転車安全対策」について委員の方から具体的なご提案をいただき、それについて委員の皆様の間で、活発に議論をしていただきました。

今期においても、安全・安心まちづくりに資するテーマがございましたら、ご提案をいただければ幸いです。

資料第7号「協議事項の提案方法について」の1ページをご覧ください。

協議会開催の1か月前をめどに、事務局から委員の皆様宛に、開催日時の通知文を送付いたします。その際に協議事項提案用紙を同封いたしますので、提案事項のある委員は、ご記入の上、協議会開催2週間前まで、事務局にご提出をお願いいたします。

提出された事項については、事務局において、事前検討の上、その取扱いについて会長と調整させていただきます。その結果、協議すべきと考えられる事項については、協議会を開催した際に、まず提案者から提案の趣旨等をご説明いただき、協議会で協議事項について、採用すべきかを委員にお諮りした上で、採用・不採用を決定いたします。

採用された協議事項については、事務局において、資料の取りまとめや関係者の協議会参加要請等の準備を行った上で、協議会で皆様に議論していただく流れとなっております。

資料第7号につきましては、以上でございます。

○河合会長 事務局から説明がありましたけれども、質問はございますでしょうか。

こういった協議会の開催で、委員の方々から発表を聞くというのは、非常に私にとってもいろんな意味で目を開かされる思いがしたところであります。また、もう既に前期こういうことがありましたよということを示していますけれども、今回も委員の方々が多く代わられたということもありますので、項目が同じだったら、もう議論する必要はないということはありませんので、ぜひいろいろ積極的に出していただければというふうに思います。

いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。お願いします。

○島川委員 富坂防犯協会の島川と申します。

防犯カメラの件なんですけども、今まで先にお金を払わなくて、町会で支度をしないと買えなかつたんですね。ところが今は区のほうで、全部立て替えて、町会のほうは後から出すようになりましたので、とても防犯カメラを入りやすくしてもらいまして、それは助かっております。

ただ問題は、もう10年以上たっているカメラが、今メンテナンスが切れてしまうのですが、そのときのお金が1機につき10万ということで、うちは今10台入っていますので、それが今一番町会としてはネックになっているところだと思います。

以上です。

○河合会長 はい、ありがとうございます。

それでは、事務局から。

○横山安全対策推進担当課長 防犯カメラの補助金については、水色の「文の京 安全・安心まちづくり」リーフレットの4ページをご覧いただくと、今年度の補助率ですとか補助項目が出ております。防犯カメラについては、近年、都と区の負担で補助率が上がりまして、今補助額が24分の23となっており、地域団体の皆様に24分の1の負担で設置いただけるという形になっております。新規の設置や更新については、申請を多くいただいておりますので、来年度も恐らくこの補助率は続くと思います。

お金のお支払い方についても、従前はかかる金額を一旦その地域団体の方に立て替えていただいて、全部購入が終わった後に区がお金をお支払いするという、精算払いという形でしたが、1回大きな金額をご用意いただかないといけないのが、非常に地域団体にとって、事務的にも負担になるという声は近年ずっといただいておりました。そこで、今年度より、その補助金の支払い方法について概算払いという形で、区のほうで先にお支払いをさせていただいて、精算額が発生する場合はお戻しいただくというような支払い方法に変更しまして、経済的な負担がよりかかりにくいような仕組みに変えたところでございます。

また、保守点検費と修繕費についても補助の内訳が出ております。1台10万円程度の費用が保守点検や修繕にかかるということであれば、いっそのこと入れ替えたほうが安く済むというようなお話をありますので、業者さんにお見積りを取っていただいて、どちらがよいかご検討頂けれ

ばと思います。恐らく10年前よりも相当性能は上がっていると思いますので、そのあたりは費用面等、防犯カメラの業者さんとお話をいただければと思います。

以上です。

○河合会長 はい、ありがとうございました。そのほかいかがでございましょうか。

防犯カメラについては、もともと私も東京都の青少年・治安対策本部にいたことがありますので、その際もいろいろな議論をしたときに、メンテナンスの費用というのは出せないんじゃないかという議論が昔はあったのですが、せっかく安全・安心のために尽くそうとしている人たちに対して、補助ができないというのはおかしいと、いろんな議論が積み重ねられた結果、メンテナンスについても補助するよう変わってきたところでございます。

また、もう一度私の示した資料（「河合委員提出資料」）の最後のところを見ていただくと、防犯カメラの機能について書いてあります。カメラというのは、犯人を捕まえるような、ロボットのような機能があるわけではありませんけれども、防犯カメラの意味というのは、疲れない、眠らない、見逃さない、忘れない、犯人を捕まえることはできないかもしないけども、犯人をちゃんと防犯カメラは撮影をしていて、それも疲れないままに、ずっと撮影をしているという意味なんですよというふうに書いてあります。

そういう意味で、防犯カメラをぜひ、先ほど大分古くなったということがありましたけれども、メンテナンスなり、新しくしていくことも、当然あっていいのかと思っていますので、ぜひ皆さん方が地域のリーダーとして改善をしていただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

そのほか、いかがでございましょうか。

ぜひ、今日聞けなかったということがありましたら、また次の協議会開催の際には、お話あるいは質問をされてもいいかと思いますし、今、思いついたということがありましたら、質問していただければと思いますが、いかがでございましょうか。横山委員、どうぞ。

○横山（初）委員 今年から初めて委員になりました、高齢者クラブの代表の横山といいます、よろしくお願ひします。

こちらの提案方法についてなんですが、思いついたときに、随時FAXとかで提出していいのでしょうか。

○横山安全対策推進担当課長 先ほど申し上げましたけれども、案がお浮かびになった段階でお送りいただければと思います。ただ協議会を開催するのが年に3回程度になりますので、どこで協議会にかけられるかというのは、会長や関係機関と日程を調整させていただいて、やらせていただく形にはなりますが、適宜お出しitなければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○河合会長 忘れてしまうと質問できなくなってしまいますので、思いついたら即送るという

のでも結構でございます。それを、どういう順番で、どういうことをやるのかというのは、事務局のほうでいろいろ整理をしていただきます。私も、あるいは三森副会長にしても、積極的に採用したいというふうに思っておりますので、決して臆することなく、出していただければと思っております。

そのほかいかがでございましょうか。

それでは、これで本日の議事は、全て終了になります。

今回はこのメンバーで最初の協議会ということですので、せっかくの機会ですので、ご意見等々ありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

また今までに質問をされなかった方も、順次、自己紹介を一言お願いします。

○武智委員 文京区に九つ地区があります、文京区健全育成会から代表してまいりました武智と申します。この会は、再任という形で務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○横山（初）委員 高齢者クラブの横山といいます。今年、前任の方が昨年任期途中で交代をされて、1年しかやっていないので、今年またその方が引き続きということだったんですが、なるべくこの委員に女性を増やしたいということで、私の方に声がかかったので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小口委員 民生・児童委員の小口と申します。今、10年ほど民生委員をやっておりまして、地域のことの見守りをしております。今回から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉田委員 文京区肢体障害者福祉協会の吉田です。今回初めてで、いいお勉強をたくさんできました。会報もやってますので、そういうのに載せたりして、皆様にお知らせしたいと思っております。

○青木委員 文京区小学校 P T A連合会から参りました青木と申します。いつもありがとうございます。引き続き委員として務めさせていただいております。区内の小学校の児童数も大変増えていますし、この協議会の情報を各会長に提示して、安心・安全まちづくり協議会の様々な情報を開示したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○上野委員 中学校 P T A連合会から代表で参りました上野と申します。私自身は、第八中学校のP T A会長を務めております。今回が初めての参加になります。非常に参考になりました。中学校、生徒を安心して通えるまちづくりということで、私も努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

○宇野委員 文京区立幼稚園のP T A連合会より、後楽幼稚園の後楽会会長を務めさせていただいております宇野和花と申します。今回は子供たちの安心・安全のためならず、私自身も区民の一員、1人として参加できることを学ばせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○米山委員 初めてここに出席させていただきました、私、米山恭平と申します。私立幼稚園連合会を代表して出席させていただいております。私自身は本郷にあります、中央会堂幼稚園の園長並びにその幼稚園を設置している本郷中央教会の牧師を務めております。

この仕事として、子供たちと接するのとともに、小学生の3人の子供の父親でもありますので、本当に子供の安心・安全という視点からこの会に参加させていただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○出井委員 恐れ入ります、東京商工会議所文京支部を代表いたしまして、参加させていただいております委員の出井でございます。私、商工会議所文京支部青年部の副幹事長を務めさせていただいておりまして、平素は事業がございまして、表彰製品等を扱っておりますヤマト徽章株式会社というところに籍を置いております。せっかく中小企業を代表して参加させていただいておりますので、区内事業所、事業者として、区に還元できるところはないかというところを前提に、提案等々をさせていただければと思いますので、2年間よろしくお願ひいたします。

○一針委員 区民の中から公募で参加しております一針です。本日も大変貴重なお話をいただきましてありがとうございます。うちのノートパソコンも夏の間に膨らんできてしまって、修理に出したんですけども、あのままほっとかないでよかったですなと思っております。ありがとうございました。

○堀江委員 同じく公募区民の堀江と申します。区民目線で、いろいろと気づいたことを一緒に勉強させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○宮田委員 このたび公募委員になりました宮田と申します。大塚六丁目に約70年住んでおりまして、近くには珍しく交番もありまして、割と治安的には安心できるエリアかなと思います。

文京区では、これ以外に生涯学習士の会の活動もやっていますし、プライベートではサラリーマンをやっていましたけど、行政書士の資格も持っていますので、勉強させていただければと思っていますので、高齢者ですが、少しでも活動にお役立てればと思います。よろしくお願ひいたします。

○北澤委員 富坂警察署の生活安全課長の北澤です。文京区とか警視庁で、やはり特殊詐欺とか詐欺の被害が多いので、皆様と一緒に1件でも詐欺の被害に遭う方をなくしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○横山（昌）委員 初めまして、本富士警察署の生活安全課長の横山と申します。私も係員にいつも指示をしているんですが、特に身近な犯罪、嫌がらせをされた、いたずらをされた、そういう皆さんのが不安を感じるような身近な犯罪も警察のほうで事細かく相談を受けたり、捜査をして、特殊詐欺をはじめ、身近な犯罪を一つでも検挙・予防できるように、皆様のために身を粉にして働きたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。

○根本委員 東京消防庁小石川消防署副所長の根本でございます。先ほどご挨拶させていただ

きましたので、ここでは、武智委員からご質問いただきました、マッチ1本の話でございますが、今ようやく標語が見つかりました。令和7年の東京消防庁の火災予防標語が「目で確認 声出し確認 火の用心」となっております。ご活用いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○土井委員 こんにちは。文京区立第八中学校校長の土井でございます。本日は中学校長会を代表して参りました。初めての参加ですけれども、よろしくお願ひいたします。中学校は本当に特殊詐欺も中学生が加担しているとか、性犯罪、性被害に遭うというようなこともありますので、いろいろな心配事もございます。この会で、いろいろとご相談できたり、何か対策があれば、ご享受いただければと思っています。よろしくお願ひいたします。

○藤田委員 文京区立幼稚園長会から参りました、文京区立本駒込幼稚園園長の藤田と申します。日頃より地域の皆様には子供の安全、そして園の安全のためにご協力をいただきまして、ありがとうございます。幼稚園のほうは、子供だけで出歩くということはほぼありませんけれども、保護者と一緒にということになりますので、幼稚園のほうからも、保護者にそういう情報をお知らせしつつ、園、そして地域の中で安全に過ごすことができるようにしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○島川委員 富坂防犯協会の今、会長を務めています島川と申します。以前は今、町会長を14年ぐらいやっておりまして、去年退任いたしまして、その前は保護司を30年ぐらいやっておりまして、今は一応任命されて委員という形で参加しております。ただ先ほども申しましたように、防犯カメラの件はもう12年経つんですが、最初は物すごく評判が悪かったです。というのは、防犯カメラを入れることによって、この地域には犯罪が多いんでしょうかという意見がありまして、ただそれを最初、なだめるのが大変でした。

それから今は、ここには書いていませんけど、個人も文京区が補助金を出してくれるということになりましたので、それを町会のほうに、ちょっとアピールをしているところでございます。

以上でございます。

○薄衣委員 皆さんこんにちは。本富士防犯協会のほうから参りました薄衣と申します。2年ぶりの再任ということになりますが、2年間よろしくお願ひいたします。あと私は、湯島切通町会のほうの町会長を11年ほどさせていただいています。また小石川消防署の副所長さんが来られていますけども、本郷消防署の消防団長ということも私はさせていただいていますので、そちらの観点からも、まちづくり協議会のほうで、いろいろご協力できればと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○杉田委員 こんにちは。文京区町会連合会から参りました杉田と申します。礒川長会連合会の会長をしております。この会でもそうですが、文町連と区の理事者との意見交換会、それ

から区議会議員との意見交換会でも、一番話が出るのが自転車の問題でございます。来年度から青キップを切るということになって、その取締りの状況に関して、どうなるのかということを、私どもも注目しておりますので、その辺りを見ましてから、この会でもお話をさせていただければと存じます。本年度もよろしくお願ひ申し上げます。

○寺澤委員 文京区商店街連合会から来ております寺澤と申します。前回もやつて、今年で3期目ぐらいになります。文京区は今、商店街連合会も1,500店舗ぐらい、区からの形で、Pay Payというカードをやったおかげで、会員さんが非常に増えています。それで飲食店が非常に多くなっているんですけど、商店街のここのお店、また商店街のほうに、こういった形のいろんな意見を連絡できればと思いますので、これからもよろしくどうぞお願ひいたします。

以上になります。

○土田委員 文京区女性団体連絡会の推薦を受けまして、引き続き委員をさせていただきます土田と申します。ただいま男女平等センターで活動させていただいておりますのですが、工事中でございまして、近所の分室をお借りいたしまして、推進させていただいております。この皆様の貴重な意見を拝聴いたしまして、また常任委員会で発信させていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○大谷委員 文京区学童保育連絡協議会から参りました、今回初めて参加させていただきます大谷あずさと申します。文京区内では育成室という名前で、公設公営及び公設民営の各育成室から成り立っている組織です。そして、保護者のみならず、指導員の先生方もメンバーになって進めさせていただいております。

昨今、共働きの家庭が増加していることによって、育成室のほうも関係行政の方からのご協力も賜り、増設をいただいております。今回、この会に参加させていただき、また組織のほうに持ち帰りまして、共有させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○西委員 公募委員の西でございます。公募を3期やらせていただいて、4期目になります。公募を含めてですけれども、多分、防災危機管理課の方よりも長くここで公募をさせていただいているかもしれません。この協議会、回数が大変少ないので残念だなど、もう少し回数が増えてもいいのかなというような感じを持っております。なぜかというと、やはり先ほどご意見が出ているとおり、安全の面では、東京23区の中で非常に誇れるような安全面があるんですけれども、その安全であるということにあぐらをかいてはいけないのではないかという意味から、私はずっと公募を続けさせていただいておりまして、地元の人間として、文京区がどういう形で地域住民と交流がされるのだろうかということを見続けてまいりました。今後も意見を忌憚なく述べさせていただきたいと考えております。

また、この席でちょっと話をずらして恐縮なんですけれども、防災危機管理課が、私が一番最初にご厄介になった頃は、危機管理課という名称でした。ところがだんだんその名称が変わって

参りまして、危機管理課の中でも、動きが出てくるわけですね。それに従って、本来ここでは協議するのが、いわゆる治安に関する問題が中心という形になっているんですけども、本来この条例が設けられたときは、防災、その他、安全に関するものは全部含んでいる。条例の説明でもありましたけれども、何も治安だけに関わる問題でもないと考えておりますので、皆さんの中でも、いろんな意味でご質問があれば遠慮なくされたほうがよろしいのかなと思います。

また、最近小学校の壁といいますか、塀にAEDが設置されているをお気づきの方がいるかと思いますが、これが防災危機管理課の業務によって増えてきているんですね。そういうようなことも含めて、危機管理という意味が安全という観点から見ると、AEDの設置の管理まで、幅広く活動しているというようなこともご承知おきいただければいいのかなという気がしておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○田中委員 公募委員の田中正史と申します、よろしくお願ひします。前期に引き続き2期目となります。前回の任期中に文京区内の熱中症対策ということで、議題を提案させていただきまして、皆様から貴重なご意見をいただきました。この場をお借りして、お礼申し上げます。ありがとうございました。今、西さんのお話にもありましたけれども、私、気象予報士として働いておりまして、防災という観点からも様々な議論に参加していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○新名委員 文京区の企画政策部長の新名と申します。区の政策の総合調整、予算等を担当しております。昨年から引き続きになります、どうぞよろしくお願ひいたします。

○竹田委員 文京区総務部長の竹田と申します。総務部は防災危機管理室も管轄しているところですが、隣にいる室長が詳しいので、そちらのほうは今任せているところでございますけども、総務部ということで、区全体のところを見ている立場にあります。また皆様からいただいたこういったご意見などについても、必要なものは積極的に活用していかなければと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○榎戸委員 防災危機管理室長の榎戸と申します。この会議体の事務局に当たります。先ほどからお話がありましたけれども、年に2、3回という少ない回数でございますので、ぜひいらした際には、皆様積極的にご発言いただきまして、私どもも真摯に受け止めたいと思っています。有意義有効な会議体として、今後も運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○河合会長 今日はそのほかの江利川様、岩井様にも参加いただいたところであります。ありがとうございました。

委員の皆様からの様々なご意見をいただきましたが、予定した時間も参ったところでござります。

それでは、次回の予定につきまして、事務局からお願ひします。

○横山安全対策推進担当課長 次回、第54回の協議会でございますが、おおむね令和8年3月頃の開催を予定しております。開催日程、日時につきましては、会長と相談の上、皆様方にご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

○河合会長 それでは、次回の日程は決定次第、事務局から各委員に開催通知をお送りするということでお、これで閉会としたいと存じます。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。